

せいかつ ほ ご
生活保護のしおり

ふくしじむしょ 福祉事務所では、さまざまな理由で生活にお困りの方のご相談をお受けしています。

ひみつ まも 秘密は守りますので、どんなことでも安心してご相談ください。

生活保護とは

私たちの生活には、病気やケガ、働き手の死亡など、予期せぬ出来事で収入の道が閉ざされ、生活に困ることがあります。

生活保護は、生活に困窮している世帯に対し、国が憲法第25条に基づき、その必要に応じて健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度です。

申請にあたって

- 1 働くことのできる方は、能力・条件に応じて働き、収入を得られる努力をしてください。
- 2 預貯金や手持金がある方は、それを生活費に充ててください。
- 3 生活に必要なでない資産は処分するなどして、生活のために利用する努力をしてください。
- 4 年金、手当など、他の法律や制度を活用できる方はその手続きをしてください。

ほごひ つぎ けいさん 保護費は次のように計算されます

生活保護では、原則として世帯を単位として生活費の計算を行います。最低生活費から世帯の収入を差し引いた、『足りない部分』が支給する保護費となります。

さいていせいかつひ せたい にんずう ねんれい 最低生活費(世帯の人数や年齢などによって決定されます。)	
せたい しゅうにゅう しゅうろうしゅうにゅう ねんきん てあて し おく 世帯の収入(就労収入、年金、手当、仕送りなど)	ふそく せいかつひ 不足してしまう生活費



せいかつ ほごひ
生活保護費

ほごしんせい てつづ 保護申請の手続き

- 1 生活保護を受けるには申請が必要です。申請のできる方は、原則として世帯主、世帯員、扶養義務者に限られています。
申請書は福祉事務所にあります。
- 2 提出された申請書に基づき、福祉事務所の生活保護担当者があなたの家を訪問し、保護の決定に必要なことをお聞きします。
医療機関や金融機関、扶養義務者など、あなたに関係する各種機関についても調査をします。
- 3 調査結果に基づき、あなたが生活保護を受けられるかどうかを決定し、あなたに通知します。